

2. 大 気 環 境

本市は、大気汚染防止法及び県民の生活環境の保全等に関する条例の規定に基づき、関係工場・事業場の監視・指導及び大気汚染の常時監視を実施してきた。

市内における大気汚染常時監視は、一般環境測定局6局と自動車排出ガス測定局1局の計7局で実施しており、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素については、測定を実施した全ての測定局で環境基準を達成したが、浮遊粒子状物質については、7局のうち1局、光化学オキシダントについては、測定している2局のいずれも環境基準を達成しなかった。

また、市内2地点で有害大気汚染物質モニタリングを実施し、環境基準が定められている4物質（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタン）については、2地点とも全て環境基準を達成した。

平成15年度は、豊橋地区における光化学スモッグ注意報等の発令はなかった。



有害大気汚染物質の分析風景

(1) 大気汚染測定地点

ア. 大気汚染測定地点

図2 - 生 - 2

一般環境 測定局	大崎
	石巻
	二川
	野依
	吾妻
自動車排出 ガス測定局	富本
	今橋

